



市町村民税
道府県民税
森林環境税

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号	
------	--

富田林市長 様 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	担当者 氏名 電話 - -	係	5年度 特別徴収 指定番号	
		名称		6年度 特別徴収 指定番号		
		個人番号又は法人番号		宛名番号		
				宛名番号		

給与所得者	フリガナ 氏名	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	生年月日	大・昭・平 年 月 日		円	月分から 月分まで			
住所	1月1日 現在			円	円			
	異動後							

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続 の場合 (給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	フリガナ 名称	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話 - -	新しい勤務先へは
			受給者番号		月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から
			法人 番号		徴収し、納入するよう連絡済です。

②一括徴収 の場合 (給与等の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。

1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため	徴収予定額合計(ウ)と同額	円	左記の一括徴収した税額は	月分(翌月10日納期限)で納入します
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため				

③一括徴収しない(普通徴収の) 場合 (①・②に当てはまらない場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお、異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日~12月31日かつ本人からの申出がないため	旧 特別 徴収 処理 欄	5年度	1 特別徴収義務者を変更	点検
2 異動年月日が1月1日~4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため			2 月分以降の月割額は	
3 死亡による退職のため			3 普通徴収へ切替	
		6年度	4 一括徴収	
			4 その他	

注意
事項
等

- 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税を給与差引きしている)の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までの間です。 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 太線で囲んである部分についてのみ記載してください。
- 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1日曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。
- 退職等により給与等の支給がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。

A	B	C	D	E	F